

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人が保険契約者の利益を害することがないように、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</p> <p>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p>(1) 保険募集管理態勢</p> <p><u>保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措置や募集に際して保険契約の内容のうち重要な事項の適切な説明を確保するための措置等について十分にかつ実効的に整備されているか、また、厳格な内部管理態勢、監査態勢が構築され、実効的に機能しているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>Ⅱ. 少額短期保険業者の監督にあたっての評価項目</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>Ⅱ-3-3 保険募集管理態勢</p> <p>少額短期保険業者は、少額短期保険募集人が保険契約者等の利益を害することがないように、適正な保険募集管理態勢を確立する必要がある。</p> <p>このため、以下のような措置等について、適切に実行するとともに、監査等を通じて、事後的に適切性等を検証し、必要に応じて改善を図ることが求められる。</p> <p>Ⅱ-3-3-1 適正な保険募集管理態勢の確立</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 保険募集の意義</p> <p><u>① 法第2条第26項に規定する保険募集とは、以下のア. からエ. の行為をいう。</u></p> <p><u>ア. 保険契約の締結の勧誘</u></p> <p><u>イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p><u>ウ. 保険契約の申込の受領</u></p> <p><u>エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>② なお、上記エ. に該当するか否かについては、一連の行為の中で、当該行為の位置付けを踏まえたうえで、以下のア. 及びイ. の要件に照らし</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>て、総合的に判断するものとする。</u></p> <p><u>ア. 少額短期保険業者又は少額短期保険募集人などからの報酬を受け取る場合や、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人と資本関係等を有する場合など、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が行う募集行為と一体性・連続性を推測させる事情があること。</u></p>
(新設)	<p><u>イ. 具体的な保険商品の推奨・説明を行うものであること。</u></p>
(新設)	<p>(2) 「募集関連行為」について</p>
(新設)	<p><u>契約見込客の発掘から契約成立に至るまでの広い意味での保険募集のプロセスのうち上記(1)に照らして保険募集に該当しない行為（以下、「募集関連行為」という。）については、直ちに募集規制が適用されるものではない。</u></p> <p><u>しかし、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人においては、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせる場合には、当該募集関連行為を受託した第三者（以下、「募集関連行為従事者」という。）が不適切な行為を行わないよう、例えば、以下の①から③の点に留意しているか。</u></p> <p><u>また、少額短期保険業者は、少額短期保険募集人が、募集関連行為を第三者に委託し、又はそれに準じる関係に基づいて行わせている場合には、少額短期保険募集人がその規模や業務特性に応じた適切な委託先管理等を行うよう指導しているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(注 1) 募集関連行為とは、例えば、保険商品の推奨・説明を行わず契約見込客の情報を少額短期保険業者又は少額短期保険募集人に提供するだけの行為や、比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスのうち少額短期保険業者又は少額短期保険募集人からの情報を転載するにとどまるものが考えられる。</u></p>
(新設)	<p><u>(注 2) ただし、例えば、以下の行為については、保険募集に該当し得ることに留意する必要がある。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	ア. <u>業として特定の少額短期保険業者の商品（群）のみを見込み客に対して積極的に紹介して、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人などから報酬を得る行為</u>
(新設)	イ. <u>比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスを提供する者が、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人などから報酬を得て、具体的な保険商品の推奨・説明を行う行為</u>
(新設)	(注 3) <u>例えば、以下の行為のみを行う場合には、上記の要件に照らして、基本的に保険募集・募集関連行為のいずれにも該当しないものと考えられる。</u>
(新設)	ア. <u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の指示を受けて行う商品案内チラシの単なる配布</u>
(新設)	イ. <u>コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u>
(新設)	ウ. <u>金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等についての説明</u>
(新設)	エ. <u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の広告を掲載する行為</u>
(新設)	(注 4) <u>少額短期保険募集人が保険募集業務そのものを外部委託することは、法第 275 条第 3 項に規定する保険募集の再委託に該当するため、原則として許容されないことに留意する。</u>
(新設)	① <u>募集関連行為従事者において、保険募集行為又は特別利益の提供等の募集規制の潜脱につながる行為が行われていないか。</u>
(新設)	② <u>募集関連行為従事者が運営する比較サイト等の商品情報の提供を主たる目的としたサービスにおいて、誤った商品説明や特定商品の不適切な評価など、少額短期保険募集人が募集行為を行う際に顧客の正しい商品理解を妨げるおそれのある行為を行っていないか。</u>
(新設)	③ <u>募集関連行為従事者において、個人情報の第三者への提供に係る顧客同意の取得などの手続が個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に行われているか。</u>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>また、募集関連行為従事者への支払手数料の設定について、慎重な対応を行っているか。</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(注) 例えば、少額短期保険募集人が、高額な紹介料やインセンティブ報酬を払って募集関連行為従事者から見込み客の紹介を受ける場合、一般的にそのような報酬体系は募集関連行為従事者が本来行うことができない具体的な保険商品の推奨・説明を行う蓋然性を高めると考えられることに留意する。</u></p>
<p><u>(2) 少額短期保険募集人の採用・委託・登録(届出)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>以下のいずれかの業務を行う者は、法第 276 条に規定する少額短期保険募集人の登録又は法第 302 条に規定する届出を行っているか。</u></p> <p><u>ア. 保険契約の締結の勧誘</u></p> <p><u>イ. 保険契約の締結の勧誘を目的とした保険商品の内容説明</u></p> <p><u>ウ. 保険契約の申込みの受領</u></p> <p><u>エ. その他の保険契約の締結の代理又は媒介</u></p> <p><u>(注) 登録・届出の要否については、一連の行為の中で当該行為の位置付けを踏まえた上で総合的に判断する必要があるが、例えば、次に掲げる行為のみを行う者は、基本的に上記登録・届出は不要であると考えられる。</u></p> <p><u>(ア) 保険募集人の指示を受けて行う、商品案内チラシの単なる配布</u></p> <p><u>(イ) コールセンターのオペレーターが行う、事務的な連絡の受付や事務手続き等についての説明</u></p> <p><u>(ウ) 金融商品説明会における、一般的な保険商品の仕組み、活用法等に</u></p>	<p><u>(3) 少額短期保険募集人の採用・委託・登録(届出)</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>保険募集を行う者は、法第 276 条に規定する少額短期保険募集人の登録又は法第 302 条に規定する届出を行っているか。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>ついでの説明</u></p> <p>⑤ 法人等に対し登録を行わずに代理店委託を行う等による法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。</p> <p><u>なお、法人等以外のいわゆる紹介代理店について例えば、保険加入の希望者を少額短期保険業者や少額短期保険募集人に紹介することにより、募集人ではない当該紹介者に対してポイントや手数料を与えるといった制度となっている場合においても、無登録募集又は法令等の潜脱が行われないう、以下に例示するような点に留意しつつ適切な措置が講じられているか。また、その措置は実効性のある措置となっているか。</u></p> <p><u>ア. 紹介者が保険料の受領を行う等の無登録募集が排除されているか。</u></p> <p><u>イ. 紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与が行われていないか。</u></p> <p><u>ウ. 特別の利益の提供を禁止する規制の潜脱が行われていないか。</u></p> <p><u>エ. 規則第 234 条第 1 項第 2 号（平成 10 年 6 月 8 日大蔵省告示第 238 号）の規定や募集上の弊害防止措置規制の潜脱が行われていないか。</u></p> <p><u>オ. 保険加入希望者の紹介等行為に関して、威迫等による強引な紹介、不実の告知・故意の不告知等を示唆する行為、その他困惑行為がなされていないか。</u></p> <p>(3) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p>	<p>⑤ 法人等に対し登録を行わずに代理店委託を行う等による法令等を潜脱する行為を排除する措置が講じられているか。また、その措置は実行されているか。例えば、法人等に対して、紹介代理店委託を行う等により紹介料等の名目で対価性のない金銭の支払いその他の便宜供与を行っていないか。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 少額短期保険募集人の教育・管理・指導</p> <p>(略)</p> <p>Ⅱ-3-3-2 保険契約の募集上の留意点</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(1) <u>法第 300 条第 1 項第 1 号関係</u></p> <p>① <u>保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げる場合は、保険契約の種類及び性質等に応じて適正に行われているか。</u></p> <p>② <u>重要な事項を告げるにあたっては、重要な事項のうち顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、分類のうえ告げられているか。</u>            なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は以下のとおりとする。</p> <p><u>(注 1) 法第 3 条第 5 項第 1 号に掲げる保険のうち事業活動に伴い事業者が被る損害をてん補する保険商品を除く。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、重要事項説明書、約款等の他の方法により、顧客に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(注 2) 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体に対して行うものは本項目の対象としない。なお、重要事項説明書、約款等の他の方法により、当該団体に対して重要な事項を適正に告げる必要があることに留意すること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>ア. 「契約概要」の項目            (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目            (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。            (イ) クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込み</p>	<p>(1) <u>法第 294 条関係（情報提供義務）</u></p> <p>① <u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、保険契約の締結又は保険募集等に関し、保険契約の種類及び性質等を踏まえ、保険契約の内容その他保険契約者等に参考となるべき情報の提供を適正に行っているか。</u></p> <p>② <u>書面の交付又はこれに代替する電磁的方法により、情報の提供を行うにあたっては、顧客が保険商品の内容を理解するために必要な情報（以下、「契約概要」という。）と顧客に対して注意喚起すべき情報（以下、「注意喚起情報」という。）について、記載しているか。</u>            なお、「契約概要」と「注意喚起情報」の主な項目は、以下のとおりとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(注)「契約概要」と「注意喚起情報」について、同一媒体を用いて一体で記載している場合には、以下のア. (ア)及びイ. (ア)について省略したうえで、当該情報を「契約情報」として表示することで足りる。</u></p> <p>ア. 「契約概要」の項目            (略)</p> <p>イ. 「注意喚起情報」の項目            (ア) 当該情報が「注意喚起情報」であること。            (イ) クーリング・オフ（法第 309 条第 1 項に規定する保険契約の申込み</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>の撤回等)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p>(エ) 責任開始期</p> <p>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注1) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>(注2) 保険金の削減（規則第211条の5第4号）についても記載すること。</p> <p>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効等</p> <p>(注) 保険料の増額（規則第211条の5第4号）についても記載すること。</p> <p>(キ) 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと。</p> <p>(ク) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関（法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>の撤回等)</p> <p>(ウ) 告知義務等の内容</p> <p>(注) 危険増加によって保険料を増額しても保険契約が継続できない（保険期間の途中で終了する）場合がある旨の約款の定めがあるときは、それがどのような場合であるか、記載すること。</p> <p>(エ) 責任開始期</p> <p>(オ) 支払事由に該当しない場合及び免責事由等の保険金等を支払わない場合のうち主なもの。</p> <p>(注1) 通例でないときは、特に記載すること。</p> <p>(注2) 保険金の削減（規則第211条の5第4号）についても記載すること。</p> <p>(カ) 保険料の払込猶予期間、契約の失効等</p> <p>(注) 保険料の増額（規則第211条の5第4号）についても記載すること。</p> <p>(キ) 保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第270条の3第2項第1号に規定する補償対象契約に該当しないこと。 <u>(規則第227条の2第3項第14号)</u></p> <p>(ク) 手続実施基本契約の相手方となる指定ADR機関（法第2条第28項に規定する「指定紛争解決機関」をいう。以下同じ。）の商号又は名称（指定ADR機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）</p> <p><u>(ケ) 補償重複に関する以下の事項</u></p> <p><u>(注) 補償重複とは、複数の損害保険契約の締結により、同一の被保険利益について同種の補償が複数存在している状態をいう。</u></p> <p><u>a. 補償内容が同種の保険契約が他にある場合は、補償重複となること</u> <u>があること</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(ケ)</u> 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. 自動更新タイプの保険契約について、更新時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があること。<u>(規則第 211 条の 30 第 1 号)</u></p> <p>(注) なお、当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けないこととすることも併せて記載するものとする。(IV-2-9 (2) 参照)</p> <p>b. 保険期間が令第 1 条の 5 に定める期間以内であって、保険金額が令第 1 条の 6 に定める金額以下の保険のみの引受けを行う者であること。<u>(規則第 211 条の 30 第 3 号イ)</u></p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、2,000 万円（低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000 万円）を上限とすること。<u>(規則第 211 条の 30 第 3 号ロ)</u></p> <p>d. 一の保険契約者について引き受ける令第 1 条の 6 各号に掲げる保険区分に応じた保険金額の合計額は、原則令第 38 条の 9 第 1 項に定める上限総保険金額が上限であること。<u>(規則第 211 条の 30 第 3 号ハ)</u></p> <p>③ <u>顧客から重要な事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。特に、改正法施行以降経過措置期間において、保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（平成 22 年 11 月 19 日法律第 51 号）による改正前の改正法附則第 3 条第 2 項第 2 号に規定する特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者が法第 300</u></p>	<p>b. <u>補償重複の場合の保険金の支払に係る注意喚起</u></p> <p>c. <u>補償重複の主な事例</u></p> <p><u>(コ)</u> 特に法令等で注意喚起することとされている事項</p> <p>(注) 法令で注意喚起することとされている事項には、以下の例示を含む。</p> <p>a. 自動更新タイプの保険契約について、更新時には保険料の計算方法、保険金額等について見直す場合があること。<u>(規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号)</u></p> <p>(注) なお、当該商品が不採算となり、更新契約の引受が困難となった場合には、その契約の更新を引き受けないこととすることも併せて記載するものとする。(IV-2-9 (2) 参照)</p> <p>b. 保険期間が令第 1 条の 5 に定める期間以内であって、保険金額が令第 1 条の 6 に定める金額以下の保険のみの引受けを行う者であること。<u>(規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号イ)</u></p> <p>c. 一の被保険者について引き受けるすべての保険の保険金額の合計額は、2,000 万円（低発生率保険以外のすべての保険の保険金額の合計額は、1,000 万円）を上限とすること。<u>(規則第 227 条の 2 第 3 項第 15 号ロ)</u></p> <p>d. 一の保険契約者について引き受ける令第 1 条の 6 各号に掲げる保険区分に応じた保険金額の合計額は、原則令第 38 条の 9 第 1 項に定める上限総保険金額が上限であること。<u>(規則第 211 条の 31 第 2 項及び第 227 条の 2 第 3 項第 15 号ハ)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>条第1項第1号の説明を適切に行ったことが事後的に検証できる態勢にあるか。</p>	
<p>(新設)</p>	<p>③ 情報提供義務の適用除外（規則第227条の2）</p>
<p>(新設)</p>	<p>ア. 規則第227条の2第3項第3号イに規定される場合においても、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、顧客が個人事業主であるか、法人であるかを問わず、顧客の保険に係る知識の程度に応じて、適切な説明を行う必要がある。</p>
<p>(新設)</p>	<p>イ. 規則第227条の2第3項第3号ロに規定される額については、一契約単位（主契約＋特約）の金額（団体保険の場合には被保険者一人当たりの金額）で判断することとする。</p>
<p>(新設)</p>	<p>ウ. 規則第227条の2第7項第1号イに規定される保険契約とは、例えば、世帯主が家族に対して保険をかけたうえで、保険料は世帯主が負担する場合や、法人がその被用者を被保険者として保険契約を締結する場合であって保険料を当該法人自身が負担する場合などが考えられる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>（注）明確に被保険者に保険料負担を求めるものではないが、物品等の通常販売価格及び市場価格との比較並びに保険給付のために必要な保険料の額が物品等の価格に占める割合などから、被保険者が負担する実質的な保険料があると解される場合があることに留意する必要がある。</p>
<p>(新設)</p>	<p>なお、保険法に基づき被保険者の同意が求められる場合には、被保険者に対して、当該同意の可否を判断するに足りる情報が提供される必要があることに留意する必要がある。</p>
<p>(新設)</p>	<p>エ. 主たる商品の販売等に係る販売促進目的の保険商品については、被保険者の意思決定を要さず、当該主たる商品の販売等との関連性を有するものとして、保険料等が主たる商品の販売等と比べ、社会通念上、景品（おまけ）程度のものであると考えられるものは、規則第227条の2第7項第1号ハに掲げる保険契約に該当するものとする。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(2) <u>規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 関係</u></p> <p>規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」、<u>「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制が整備されているか。</u>（(1) ②も参照のこと。）</p> <p><u>（注）(1) ②（注 1）及び（注 2）と同様の範囲での取扱いとする。なお、本項目の対象とならない保険商品についても、顧客に対して重要な事項を記載した書面を交付するための適切な体制が整備される必要があることに留意すること。</u></p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示<u>されているか。また、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）が明示されているか。</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>② 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とされているか。（「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。）</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>③ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行わ<u>れているか。</u></p> <p>ア. ～ウ. （略）</p>	<p>(2) <u>情報提供義務に係る体制整備関係</u></p> <p><u>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人は、規則第 211 条の 30 第 4 号、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7、規則第 227 条の 7 に規定する措置に関し、「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面を交付するために、以下のような体制を整備しているか。</u>（(1) ②も参照のこと。）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>① 当該書面において、顧客に対して、少額短期保険業者における苦情・相談の受付先を明示する措置を講じているか。</p> <p>② <u>「注意喚起情報」を記載した書面において、手続実施基本契約の相手方となる指定 ADR 機関の商号又は名称（指定 ADR 機関が存在しない場合には、苦情処理措置及び紛争解決措置の内容）を明示する措置を講じているか。</u></p> <p>③ 当該書面に記載すべき事項について、以下の点について留意した記載とする措置を講じているか。（「Ⅱ-3-10 適切な表示の確保」も参照のこと。）</p> <p>ア. ～オ. （略）</p> <p>④ 顧客に当該書面の交付に加えて、少なくとも以下のような情報の提供及び説明が口頭により行われ<u>る体制が整備されているか。</u></p> <p>ア. ～ウ. （略）</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>④ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保されているか。            (注1) 「注意喚起情報」については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。            (注2) (略)</p> <p>⑤ 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から④に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われているか。例えば、少なくとも次のような方法により顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われているか。            ア. ～ウ. (略)</p> <p>(注1) 上記③に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明にかえることが考えられる。            (注2) ～ (注3) (略)</p> <p>⑥ 団体保険又は団体契約について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容について、少額短期保険業者が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>(新設)</p>	<p>⑤ 当該書面の交付にあたって、契約締結に先立ち、顧客が当該書面の内容を理解するための十分な時間が確保される体制が整備されているか。            (注1) 「注意喚起情報」を記載した書面については、顧客に対して効果的な注意喚起を行うため、契約の申込時に説明・交付することでも足りる。            (注2) (略)</p> <p>⑥ 電話・郵便・インターネット等のような非対面の方式による情報の提供及び説明を行う場合は、上記①から⑤に規定する内容と同程度の情報の提供及び説明が行われる体制が整備されているか。例えば、少なくとも次のような方法により、顧客に対して適切な情報の提供や説明が行われている必要がある。            ア. ～ウ. (略)</p> <p>(注1) 上記④に規定する内容と同程度とは、例えば、郵便の場合は書面への記載、インターネット等の場合は電磁的方法による表示により、口頭による情報の提供及び説明に代えることが考えられる。            (注2) ～ (注3) (略)</p> <p>⑦ 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、上記①から⑥に規定する内容について、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が顧客に対して行うのと同程度の情報の提供及び説明が適切に行われることを確保するための措置が講じられているか。</p> <p>⑧ 顧客から「契約概要」及び「注意喚起情報」を記載した書面並びに契約締結前交付書面の記載事項を了知した旨を十分に確認し、事後に確認状況を検証できる態勢にあるか。            特に、規則第 211 条の 30 第 1 号の規定に基づき、「注意喚起情報」の項目のうち、上記(1)②イ. (キ) 及び(コ) について、顧客から署名若しくは押印を得るための措置又はこれに準ずる措置を講じているか。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p><u>(3) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客のニーズに合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、「総合指針Ⅱ-4-2-2 (5)②意向確認に係る体制整備関係」に記載するような体制が整備されているか。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(削除)</p> <p><u>(3) 法第 294 条の 2 関係(意向の把握・確認義務)</u></p> <p><u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、法第 294 条の 2 の規定に基づき、顧客の意向を把握し、これに沿った保険契約の締結等の提案、当該保険契約の内容の説明及び保険契約の締結等に際して、顧客の意向と当該保険契約の内容が合致していることを顧客が確認する機会の提供を行っているか。</u></p> <p><u>① 意向把握・確認の方法</u></p> <p><u>意向把握・確認の具体的方法については、取り扱う商品や募集形態を踏まえたうえで、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人の創意工夫により、以下のア. からカ. 又はこれと同等の方法を用いているか。</u></p> <p><u>ア. 保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを説明する前に、当該顧客の意向を把握する。その上で、当該意向に基づいた個別プランを提案し、当該プランについて当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と当初把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p> <p><u>(注) 例えば、アンケート等により顧客の意向を事前に把握したうえで、当該意向に沿った個別プランを作成し、顧客の意向との関係性をわかりやすく説明する。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が当初把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p> <p>イ. <u>保険金額や保険料を含めた当該顧客向けの個別プランを提案する都度、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が、どのような意向を推定（把握）して当該プランを設計したかの説明を行い、当該プランについて、当該意向とどのように対応しているかも含めて説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が把握した主な顧客の意向を比較し、両者が相違している場合にはその相違点を確認する。</u></p>
(新設)	<p>(注) <u>例えば、性別や年齢等の顧客属性や生活環境等に基づき顧客の意向を推定したうえで、保険金額や保険料を含めた個別プランの作成・提案を行う都度、設計書等の顧客に交付する書類の目立つ場所に、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が推定（把握）した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく記載のうえ説明する。</u></p> <p><u>その後、最終的な顧客の意向が確定した段階において、その意向と、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が事前に把握した主な顧客の意向との比較を記載したうえで、両者が相違している場合には、その対応箇所や相違点及びその相違が生じた経緯について、わかりやすく説明する。</u></p> <p><u>また、契約締結前の段階において、顧客の最終的な意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>ウ. ペットの購入や不動産賃貸借契約等に伴う補償を望む顧客に対し、主な意向・情報を把握したうえで、個別プランの作成・提案を行い、主な意向と個別プランの比較を記載するとともに、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人が把握した顧客の意向と個別プランの関係性をわかりやすく説明する。</u></p> <p><u>その後、契約締結前の段階において、当該意向と契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が合致しているかどうかを確認（＝「意向確認」）する。</u></p>
(新設)	<p><u>エ. 上記ア. からウ. の場合においては、規則第 227 条の 2 第 3 項第 3 号ロに規定する一年間に支払う保険料の額（保険期間が一年未満であって保険期間の更新をすることができる保険契約にあっては、一年間当たりの額に換算した額）が五千円以下である保険契約における意向把握について、商品内容・特性に応じて適切に行うものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>オ. 事業者の事業活動に伴って生ずる損害をてん補する保険契約については、顧客の保険に係る知識の程度や商品特性に応じて適切な意向把握及び意向確認を行うものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>カ. 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険の加入勧奨については、Ⅱ-3-3-2 (3) ④イ. (注) に定める措置を講じるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>② 意向把握・確認の対象</u></p> <p><u>例えば、以下のような顧客の意向に関する情報を把握・確認しているか。</u></p>
(新設)	<p><u>ア. どのような分野の保障・補償を望んでいるか。</u>  <u>（死亡保険、医療保険、家財保険、ペット保険等）</u></p>
(新設)	<p><u>イ. 顧客が求める主な保障・補償内容</u></p> <p><u>ウ. 保険料、保険金額に関する範囲の希望</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<u>(新設)</u>	③ <u>意向把握・確認義務の適用除外（規則第 227 条の 6 関係）</u>
<u>(新設)</u>	<p><u>既存契約の更新や一部変更の場合において、実質的な変更に該当する場合は、当該変更部分について適切に意向把握・確認を行うものとする。</u></p>
<u>(新設)</u>	④ <u>意向把握・確認義務に係る体制整備関係</u>
<u>(新設)</u>	<p><u>少額短期保険業者及び少額短期保険募集人においては、法第 294 条の 2 に規定する措置に関し、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、そのプロセス等を社内規則等で定めるとともに、所属する少額短期保険募集人に対して適切な教育・管理・指導を実施するほか、以下のような体制が整備されているか。</u></p>
<u>(新設)</u>	ア. <u>意向把握に係る体制整備</u>
<u>(新設)</u>	<p><u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人のいずれか、又は双方において、意向把握に係る業務の適切な遂行を確認できる措置を講じているか。例えば、適切な方法により、保険募集のプロセスに応じて、意向把握に用いた帳票等（例えば、アンケートや設計書等）であって、Ⅱ-3-3-2 (3) ①ア. からウ. に規定する顧客の最終的な意向と比較した顧客の意向に係るもの及び最終的な意向に係るものを保存するなどの措置を講じているか。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p><u>(注) 顧客の意向に関する情報の収集や提供等に際しては、個人情報の保護に関する法律（利用目的の明示や第三者提供に係る同意等）や銀行等の窓口販売における弊害防止措置などの関係法令等を遵守する必要があることに留意する。</u></p>
<u>(新設)</u>	<p>イ. <u>意向確認に係る体制整備</u></p> <p><u>規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7 第 1 項及び規則</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p>第 227 条の 7 に規定する措置に関し、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人において、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致した内容であることを顧客が確認する機会を確保し、顧客が保険商品を適切に選択・購入することを可能とするため、適切な遂行を確認できる措置を講じているか。Ⅱ-3-3-2 (3) ①ア. からウ. 又はこれと同等の方法を用いる場合においては、以下の措置を講じているか。</p>
(新設)	<p>(注) 規則第 227 条の 2 第 2 項に定める団体保険について、保険契約者である団体が被保険者となる者に対して加入勧奨を行う場合は、保険商品が被保険者の意向に合致した内容であることを確認する機会を確保するため、以下の(ア)から(コ)までのような体制整備と同程度の措置を講じるものとする。</p>
(新設)	<p>(ア) 意向確認書面の作成・交付</p>
(新設)	<p>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人においては、契約の申込みを行おうとする保険商品が顧客の意向に合致しているものかどうかを、顧客が契約締結前に最終的に確認する機会を確保するために、顧客の意向に関して情報を収集し、保険商品が顧客の意向に合致することを確認する書面（以下、「意向確認書面」という。）を作成し、顧客に交付するとともに、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人において保存するものとされているか。</p>
(新設)	<p>(イ) 意向確認書面の記載事項</p>
(新設)	<p>意向確認書面には、以下の事項が記載されているか。</p>
(新設)	<p>a. 顧客の意向に関する情報</p>
(新設)	<p>b. 保険契約の内容が当該意向とどのように対応しているか。</p>
(新設)	<p>c. その他顧客の意向に関して特に記載すべき事項</p>
(新設)	<p>d. 少額短期保険募集人等の氏名・名称</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>顧客に対して当該書面の作成責任者を明らかにするために記載されているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(ウ) 意向確認書面の記載方法</u></p>
(新設)	<p><u>意向確認書面は顧客にとってわかりやすい記載とされているか。</u>  <u>なお、顧客の意向に関する情報については、例えば、当該書面に予め想定される顧客の意向に関する情報の項目を列挙するといった方法も認められるが、その場合は、予め想定できない顧客の意向に関する情報（上記（イ）c.）を記載するため、特記事項欄等を設けるものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(エ) 意向確認書面の確認・交付時期</u></p>
(新設)	<p><u>意向確認書面により、保険契約を締結するまでに、顧客が申込みを行おうとしている保険契約の内容が顧客の意向と合致しているか否かの確認を行う措置を講じているか。</u>  <u>また、顧客が確認した意向確認書面は、顧客の確認後、遅滞なく顧客へ交付する措置を講じているか。</u>  <u>なお、顧客が即時の契約締結を求めている場合や電話による募集の場合など当該書面の即時の交付が困難な場合は、顧客の利便性を考慮し、意向確認書面に記載すべき内容を口頭にて確認のうえ、意向確認書面を事後に遅滞なく交付することでも足りる。</u></p>
(新設)	<p><u>(オ) 意向確認書面の記載内容の確認・修正</u></p>
(新設)	<p><u>意向確認書面の記載内容のうち、特に顧客の意向に関する情報（上記（イ）a. 及び c.）については、顧客に対して事実と反する記載がないかを確認するとともに、顧客から当該部分の記載の修正を求められた場合には速やかに対応を行うこととされているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(カ) 保険契約の内容に関する意向の確認</u></p>
(新設)	<p><u>顧客が申込みを行おうとする保険契約の内容のうち、顧客が自らの意向に合致しているかの確認を特に必要とする事項（主契約や特約ご</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>との具体的な保障（補償）内容、保険料（保険料払込方法、保険料払込期間を含む。）及び保険金額、保障（補償）期間、配当の有無など）については、意向確認書面に確認のための設問を設ける等の方法により、顧客に対して再確認を促すような工夫がなされているか。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（キ）意向確認書面の媒体等</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>意向確認書面については、顧客における保存の必要性を考慮し、原則として書面により交付することとされているか。</u></p>
	<p><u>なお、必ずしも独立した書面とする必要はないが（申込書と一体で作成することも可能と考えられる。）、他の書面と同一の書面とする場合には、意向確認書面に該当する部分を明確に区別して記載する必要があることに留意すること。</u></p>
	<p><u>また、当該書面は少額短期保険業者又は少額短期保険募集人と顧客の双方が確認するために交付される書面であることから、少額短期保険業者又は少額短期保険募集人においても書面等を事後的に確認できる方法により保存することとされているか。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（注）電子メール等の電磁的方法による交付を行う場合は、顧客の了解を得ていること、及び印刷又は電磁的方法による保存が可能であることが必要である。</u></p>
	<p><u>（ク）顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しない場合の対応</u></p>
	<p><u>顧客が当該書面の作成及び交付を希望しない場合は、顧客に対して、当該書面の役割（契約の申込みを行おうとする保険契約の内容が顧客の意向に合致するか否かを少額短期保険業者又は少額短期保険募集人及び顧客の双方が確認するための書面であること等）を書面等により説明するとともに、事後に顧客が意向確認書面の作成及び交付を希望しなかったことが検証できる態勢にあるか。</u></p>
<p><u>（新設）</u></p>	<p><u>（ケ）意向確認書面の記載事項等の検証等</u></p>
	<p><u>意向確認書面の作成及び交付については、保険商品の特性や販売方</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>法の状況の変化に応じて、また顧客等からの苦情・相談の内容を踏まえながら、その記載事項や記載方法、収集すべき顧客の意向に関する情報及びその収集方法等について検証のうえ、必要に応じ見直しを行うこと等の適切な措置が講じられているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(コ) 取り扱える少額短期保険業者及び保険会社の範囲の説明等</u></p>
(新設)	<p><u>少額短期保険募集人が取り扱える少額短期保険業者及び保険会社の範囲（例えば、専属か乗合か、乗合の場合には取り扱える少額短期保険業者及び保険会社の数等の情報等）を説明するとともに、顧客が告知を行おうとする際には、告知受領権の有無についてその説明が行われることとされているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(4) 規則第 227 条の 2 第 2 項に該当しない団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係</u>  <u>「総合指針Ⅱ-4-2-2(4)＜規則第 227 条の 2 第 2 項に該当しない団体保険の加入勧奨に係る体制整備関係＞」に準じて取扱うものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>(5) 顧客の意向に基づかない補償重複に係る対応</u></p>
(新設)	<p><u>少額短期保険業者又は少額短期保険募集人は、補償重複のうち、顧客の意向に基づかないものについて、その発生防止や解消を図る観点から、新規契約や契約の更新・更改（以下、「新規契約等」という。）にあたって、顧客に対し、補償重複に係る説明等が十分かつ適切に行われることを確保するため、以下の取組みを行っているか。</u></p>
(新設)	<p><u>① 社内規則等において、補償重複に係る説明の確実な実施方法等、補償重複に係る対応を実施するための必要事項を適切に定めているか。</u></p>
(新設)	<p><u>② 少額短期保険募集人に対して、補償重複に関する適切な教育・管理・指導を行っているか。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	
	<p>③ <u>自社で取り扱う保険商品（特約を含む。）のうち、組み合わせて契約した場合に補償重複となる保険商品の組合せの一覧を作成しているか。</u>  <u>また、新たな保険商品の販売開始時等、必要に応じて一覧の見直しを行っているか。</u></p>
(新設)	<p>④ <u>新規契約等における商品説明にあたっては、顧客に対し、当該保険商品と組み合わせて契約した場合に、補償重複となる保険に既に参加していないかを確認することとしているか。</u>  <u>また、補償重複に該当する保険に既に参加している場合には、保険料と保険金の関係について明示的に説明したうえで、顧客の意向の有無を確認し、当該顧客の意向を踏まえた適切な内容の補償を提供しているか。</u></p>
(新設)	<p>⑤ <u>補償重複に係る顧客に対する確認・説明の実態を把握・検証できる態勢を構築しているか。</u></p>
(4) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係（略）	(6) 法第 300 条第 1 項第 4 号関係（略）
(5) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係	(7) 法第 300 条第 1 項第 5 号関係
① （略）	① （略）
<p>② 連鎖販売取引的手法との関係</p> <p>募集人組織を連鎖的に拡大させることを目的とした手数料の設定を行っている場合や保険募集手数料が保険募集を行う他の募集人等の募集実績により加算されるような手数料設定を行っている場合、特に特定商品取引法における連鎖販売取引あるいはそれに類似する手法を用いて保険商品の販売を行う場合においては、募集人等となる保険契約者に対して利益を約すること等「特別利益の提供」に該当するものとなっていないか。</p> <p>なお、この場合には、保険募集に従事する者が法第 2 条第 22 項に規定する少額短期保険募集人であるかについても留意する。</p>	<p>② 連鎖販売取引的手法との関係</p> <p>募集人組織を連鎖的に拡大させることを目的とした手数料の設定を行っている場合や保険募集手数料が保険募集を行う他の募集人等の募集実績により加算されるような手数料設定を行っている場合、特に特定商品取引法における連鎖販売取引あるいはそれに類似する手法を用いて保険商品の販売を行う場合においては、募集人等となる保険契約者に対して利益を約すること等「特別利益の提供」に該当するものとなっていないか。</p> <p>なお、この場合には、保険募集に従事する者が法第 2 条第 22 項に規定する少額短期保険募集人であるかについても留意する。</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>(新設)</p> <p>③ (略)</p> <p>(6) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 上記①～②については、「総合指針Ⅱ-4-2-2_(8) &lt;保険契約募集上の留意点&gt; 法第 300 条第 1 項第 6 号関係」に準じて取扱うものとする。</p> <p>(7) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について 「総合指針Ⅱ-4-2-2_(9) &lt;保険契約の募集上の留意点&gt; 法第 300 条第 1 項第 7 号関係」を準用する。</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 規則第 211 条の 30 第 2 号に規定する、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第 270 条の 3 第 2 項第 1 号に規</p>	<p>(注) 募集関連行為従事者の手数料や、少額短期保険募集人が行う保険募集人指導事業に係る金銭の支払についても、それらの体系と募集人組織との組み合わせによっては、特別利益の提供等の潜脱につながる可能性があることに留意する。</p> <p>③ (略)</p> <p>(8) 法第 300 条第 1 項第 6 号関係</p> <p>①、② (略)</p> <p>③ 上記①～②については、「総合指針Ⅱ-4-2-2_(9) &lt;保険契約の募集上の留意点&gt; 法第 300 条第 1 項第 6 号関係」に準じて取扱うものとする。</p> <p>(9) 法第 300 条第 1 項第 7 号関係</p> <p>① (略)</p> <p>② 予想配当表示について 「総合指針Ⅱ-4-2-2_(10) &lt;保険契約の募集上の留意点&gt; 法第 300 条第 1 項第 7 号関係」を準用する。</p> <p>(10) 法第 300 条第 1 項第 9 号関係 (略)</p> <p>① (略)</p> <p>② 規則第 234 条第 1 項第 4 号関係</p> <p>ア. (略)</p> <p>イ. (略)</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>(カ) 規則第 227 条の 2 第 3 項第 14 号に規定する、保険契約者保護機構の行う資金援助等の措置がないこと及び法第 270 条の 3 第 2 項第 1</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面の交付により、説明を行わないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 規則第 <u>234 条第 1 項第 16 号</u>関係</p> <p>規則第 <u>234 条第 1 項第 16 号</u>に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 規則第 <u>234 条第 1 項第 17 号</u>関係</p> <p>規則第 <u>234 条第 1 項第 17 号</u>に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>(9) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係 (略)</p> <p>(10) 告知事項・告知書 (略)</p> <p>(11) その他 (略)</p> <p>(12) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-5 銀行等に対する保険募集の委託 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-6 保険募集の再委託 (略)</p>	<p>号に規定する補償対象契約に該当しないことを記載した書面を用いて行う説明及び当該書面の交付を行わないこと。</p> <p>③ (略)</p> <p>④ 規則第 <u>227 条の 9</u> 関係</p> <p>規則第 <u>227 条の 9</u> に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下、「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下、「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添 2 の規定に基づく措置とする。</p> <p>⑤ 規則第 <u>227 条の 10</u> 関係</p> <p>規則第 <u>227 条の 10</u> に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。</p> <p>(11) 法第 307 条第 1 項第 3 号関係 (略)</p> <p>(12) 告知事項・告知書 (略)</p> <p>(13) その他 (略)</p> <p>(14) 監督手法・対応 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-3 団体扱契約等関係について (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-4 他人の生命の保険契約について (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-5 銀行等に対する保険募集の委託 (略)</p> <p>Ⅱ-3-3-6 保険募集の再委託 (略)</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	Ⅱ-3-3-7 直接支払いサービス
(新設)	「総合指針Ⅱ-4-2-8<直接支払いサービス>」に準じて取扱うものとする。
(新設)	Ⅱ-3-3-8 少額短期保険募集人の体制整備義務（法第294条の3関係）
(新設)	少額短期保険募集人においては、保険募集に関する業務について、業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じているか。また、監査等を通じて実態等を把握し、不適切と認められる場合には、適切な措置を講じるとともに改善に向けた態勢整備を図っているか。
(新設)	(注) 少額短期保険業者の役員又は使用人及び保険代理店の役員又は使用人については、当該少額短期保険業者や保険代理店が募集の適切性を確保する観点から適切な研修・指導などの体制整備をしている場合には、当該指導に従い研修に参加することで基本的に足りるものと考えられる。
(新設)	(1) 保険募集に関する法令等の遵守、保険契約に関する知識、内部事務管理態勢の整備（顧客情報の適正な管理を含む。）等について、社内規則等に定めて、保険募集に従事する役員又は使用人の育成、資質の向上を図るための措置を講じるなど、適切な教育・管理・指導を行っているか。
(新設)	(2) 顧客情報管理（外部委託先を含む。）については、少額短期保険募集人の規模や業務特性に応じて、基本的にⅡ-3-6に準じるものとする。
(新設)	(3) 少額短期保険募集人が募集関連行為を募集関連行為従事者に行わせるにあたっての留意点については、Ⅱ-3-3-1(2)を参照するものとする。
(新設)	(4) 少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理・媒介を行う立場を誤解させるような表示を行っていないか。
(新設)	(注) 単に「公平・中立」との表示を行った場合には、「少額短期保険業者と顧客との間で中立である」と顧客が誤解するおそれがある点に留意する。
(新設)	(5) 二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人（規則第227条の2

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
	<p><u>第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する二以上の所属保険会社等を有する保険募集人をいう。以下、この(5)において同じ。）においては、以下の点に留意しつつ、規則第227条の2第3項第4号及び規則第234条の21の2第1項第2号に規定する保険契約への加入の提案を行う理由の説明その他二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置が講じられているかどうかを確認するものとする。</u></p>
(新設)	<p><u>① 二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人が取り扱う商品の中から、顧客の意向に沿った比較可能な商品（少額短期保険募集人の把握した顧客の意向に基づき、保険の種別や保障（補償）内容などの商品特性等により、商品の絞込みを行った場合には、当該絞込み後の商品）の概要を明示し、顧客の求めに応じて商品内容を説明しているか。</u></p>
(新設)	<p><u>② 顧客に対し、特定の商品を提示・推奨する際には、当該提示・推奨理由を分かりやすく説明することとしているか。特に、自らの取扱商品のうち顧客の意向に合致している商品の中から、二以上の所属保険会社等を有する少額短期保険募集人の判断により、さらに絞込みを行った上で、商品を提示・推奨する場合には、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等について、説明を行っているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(注1) 形式的には商品の推奨理由を客観的に説明しているように装いながら、実質的には、例えば保険代理店の受け取る手数料水準の高い商品に誘導するために商品の絞込みや提示・推奨を行うことのないよう留意する。</u></p>
(新設)	<p><u>(注2) 例えば、自らが勧める商品の優位性を示すために他の商品との比較を行う場合には、当該他の商品についても、その全体像や特性について正確に顧客に示すとともに自らが勧める商品の優位性の根拠を説明するなど、顧客が保険契約の契約内容について、正確な判断を行うに必要な事項を包括的に示す必要がある点に留意する（法第300条第1項第6号、Ⅱ-3-3-2(8)参照）</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<p><u>③ 上記①、②にかかわらず、商品特性や保険料水準などの客観的な基準や理由等に基づくことなく、商品を絞込み又は特定の商品を顧客に提示・推奨する場合には、その基準や理由等（特定の少額短期保険業者との資本関係やその他の事務手続・経営方針上の理由を含む。）を説明しているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(注) 各所属保険会社等の間における「公平・中立」を掲げる場合には、商品の絞込みや提示・推奨の基準や理由等として、特定の少額短期保険業者との資本関係や手数料の水準その他の事務手続・経営方針などの事情を考慮することのないよう留意する。</u></p>
(新設)	<p><u>④ 上記①から③に基づき、商品の提示・推奨や保険代理店の立場の表示等を適切に行うための措置について、社内規則等において定めたいうで、定期的かつ必要に応じて、その実施状況を確認・検証する態勢が構築されているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(6) 少額短期保険募集人が他人（他の少額短期保険募集人を含む。）に対して商号等の使用を許諾している場合には、両者が異なる主体であることや、両者が取り扱う保険商品の品揃えが顧客に宣伝しているものと異なる場合における品揃えの相違点を説明するなど、当該他人が当該少額短期保険募集人と同一の事業を行うものと顧客が誤認することを防止するための適切な措置を講じているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(7) 保険募集人指導事業を行う少額短期保険募集人においては、以下のような点に留意しつつ、保険募集の業務の指導に関する基本となるべき事項を定めた実施方針を策定し、保険募集人指導事業の的確な遂行を確保するための措置を講じているか。</u></p>
(新設)	<p><u>(注) 少額短期保険募集人における保険募集の業務のあり方を規定しないコンサルティング等の業務については、保険募集人指導事業に該当しない点に留意する。</u></p>
(新設)	<p><u>① 指導対象となる保険募集人における保険募集の業務について、適切に教育・管理・指導を行う態勢を構築し、必要に応じて改善等を求めるなど、規則第 227 条の 15 第 1 項に規定する措置を講じているか。</u></p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
(新設)	<u>(注 1) 保険募集人指導事業を行う場合、例えば、一定の知識・経験を有する者を配置するなど、教育・管理・指導を行う態勢を構築しているか。</u>
(新設)	<u>(注 2) 保険募集人指導事業を行う少額短期保険募集人が指導対象の少額短期保険募集人を指導することにより、少額短期保険業者による指導対象となる少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-3-3-1(4)参照）の責任が免除されるものではない。</u> <u>従って、少額短期保険業者においては、指導対象の少額短期保険募集人に対して自らが行う教育・管理・指導とあいまって適切な保険募集を行わせる態勢を構築する必要があることに留意する。</u>
(新設)	<u>② 指導対象となる少額短期保険募集人の指導の実施方針において、規則第 227 条の 15 第 2 項に規定する事項が記載されているか。</u>
(新設)	<u>(8) 上記のほか、少額短期保険募集人による保険募集管理態勢については、少額短期保険募集人の規模や業務特性に応じて、Ⅱ-3-3-1 からⅡ-3-3-6 に準じて扱うものとする。</u>
(新設)	<u>(9) 少額短期保険募集人の体制整備の状況に問題があると認められるときは、必要に応じて法第 305 条に基づき報告を求め、重大な問題があると認められる場合には、法第 306 条又は法第 307 条第 1 項に基づき行政処分を行うものとする。</u>
(新設)	Ⅱ-3-3-9 帳簿書類
(新設)	<u>「総合指針Ⅱ-4-2-10&lt;帳簿書類&gt;」に準じて取扱うものとする。</u>
(新設)	Ⅱ-3-3-10 事業報告書
(新設)	<u>「総合指針Ⅱ-4-2-11&lt;事業報告書&gt;」に準じて取扱うものとする。</u>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) <u>規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号までの書面の交付による説明を行っているか。</u> また、保険契約者からは<u>同条第 4 号</u>による書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置を講じているか。</p> <p>(4) インターネットによる保険募集については、規則第 211 条の 30 <u>第 5 号</u>に規定する措置がなされているか。契約締結にあたっては、規則第 211 条の 30 <u>第 4 号</u>に規定する受領書を徴しているか。また、その対応について、職員並びに少額短期保険募集人の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）に関する措置については、「総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(14)</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7（社内規則等）に関する措置については、「総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(15)・(16)</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針</p>	<p>Ⅱ-3-5 顧客保護等</p> <p>Ⅱ-3-5-1 顧客に対する説明責任、適合性原則</p> <p>Ⅱ-3-5-1-2 法第 272 条の 13 第 2 項において準用する法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等</p> <p>(1) (2) (略)</p> <p>(3) <u>規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号までの書面の交付による説明を行っているか。</u> また、保険契約者からは<u>規則第 211 条の 30 第 1 号</u>による書面を受領した旨の署名又は押印を得る措置を講じているか。</p> <p>(4) インターネットによる保険募集については、規則第 211 条の 30 <u>第 2 号</u>に規定する措置がなされているか。契約締結にあたっては、規則第 211 条の 30 <u>第 1 号</u>に規定する受領書を徴しているか。また、その対応について、職員並びに少額短期保険募集人の実施状況を調査・把握する体制が整備されているか。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(8) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 4（特定関係者に該当する金融機関との共同訪問に係る誤認防止）に関する措置については、「総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(8)</u>」の記載がなされているか。</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) 規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 7（社内規則等）に関する措置については、「総合指針Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(9)・(10)</u>」までの体制が整備されているか。</p> <p>(11) 個人である顧客に関する情報については、規則第 211 条の 33 において準用する規則第 53 条の 8 に基づき、その安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として「総合指針</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(19)</u>」の措置が講じられているか。 (12)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第 234 条第 1 項第 5 号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保 (3) ⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号から第 3 号まで及び規則第 211 条の 31 に基づく措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 6 号及び第 7 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措</p>	<p>Ⅱ-4-4-1-2 法第 100 条の 2 に規定する業務運営に関する措置等 <u>(13)</u>」の措置が講じられているか。 (12)～(14) (略)</p> <p>Ⅱ-3-10 適切な表示の確保</p> <p>「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保」に準じて取扱うものとするが、規則第 234 条第 1 項第 5 号を踏まえ、「総合指針Ⅱ-4-10 適切な表示の確保 (3) ⑤」については、生命保険会社又は損害保険会社の取扱う保険商品であるかのような誤解を招かないように、当該商品が少額短期保険業者の取扱う保険商品であることを適切に表示しているか。</p> <p>また、少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 1 号、規則第 211 条の 31 及び規則第 227 条の 2 第 3 項第 13 号から第 15 号に規定する措置義務があることを踏まえ、引き受けることができる保険金額の上限を超える等の場合には、保険の引受けを謝絶することがある旨を併せて表示することが望ましい。</p> <p>Ⅲ. 少額短期保険業者の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅲ-2 保険業法等に係る事務処理</p> <p>Ⅲ-2-4 少額短期保険募集人の登録事務</p> <p>(1) 登録申請書等の受理及び確認</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 登録申請の審査基準等</p> <p>ア. ～エ. (略)</p> <p>オ. 少額短期保険業者は、規則第 211 条の 30 第 3 号及び第 4 号の規定に基づき、少額短期保険募集人の公正な保険募集を行う能力の向上を図るための措</p>

少額短期保険業者向けの監督指針（本編） 新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-3-3-1(3)）が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p>	<p>置及び保険契約の内容のうち重要な事項の説明を行うことを確保するための措置等を講じる必要がある。</p> <p>これらの規定に基づき、少額短期保険募集人の教育・管理・指導（Ⅱ-3-3-1(4)）が適切に行われている必要があるが、登録申請がなされた者について、所属少額短期保険業者によるこれらの措置により、教育・資質の向上等が十分であるかについて、確認を行うものとする。</p>